

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

(健康福祉政策課)

ページ
一

号外(三) 平成二十五年十月一日

規則

岐阜県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年十月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第九十号

岐阜県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県災害救助法施行細則(昭和三十五年岐阜県規則第六十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第九条第一項」を「第三条第一項」に改め、同条第二項中「よりがたい」を「より難しい」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第九条中「第十一条」を「第五条」に改める。

第十条中「第二十七条第四項」を「第十条第三項において準用する法第六条第四項」に改め、「掲げる」の下に「区分に応じ、当該各号に定める」を加える。

第十一条第三項中「第二十五条」を「第八条」に、「これがため」を「そのために」に、「第二十九条」を「第十二条」に改める。

第十二条第一項中「第三十条第一項」を「第十三条第一項」に、「第二十三条第一項」を「第十七条第一項」に改める。

第十三条中「第四十四条」を「第二十九条」に改める。

別表第一一中「収容施設」を「避難所及び応急仮設住宅」に改め、同表二中「たき出し」を「炊き出し」に改め、同表五中「災害にかかった者」を「被災者」に改め、同表六中「災害にかかった」を「被災した」に改める。

別表第二令第十条第一号から第四号までに規定する者の項中「第十条第一号」を「第

四第条第一号」に於て、同条令第十第条に於ては、第十号及び「第十第条第一号」を「第十第条に於て」と改定し、第十号及び「第十第条第一号」を「第十第条に於て」と改定する。

第十第条第三号第一号「第十第条第三号第一号」を「第十第条第三号第一号」と改定する。

第十第条第三号第二号「第十第条第三号第二号」を「第十第条第三号第二号」と改定する。

第十第条第三号第三号「第十第条第三号第三号」を「第十第条第三号第三号」と改定する。

第十第条第三号第四号「第十第条第三号第四号」を「第十第条第三号第四号」と改定する。

第十第条第三号第五号「第十第条第三号第五号」を「第十第条第三号第五号」と改定する。

第十第条第三号第六号「第十第条第三号第六号」を「第十第条第三号第六号」と改定する。

第十第条第三号第七号「第十第条第三号第七号」を「第十第条第三号第七号」と改定する。

第十第条第三号第八号「第十第条第三号第八号」を「第十第条第三号第八号」と改定する。

第十第条第三号第九号「第十第条第三号第九号」を「第十第条第三号第九号」と改定する。

第十第条第三号第十号「第十第条第三号第十号」を「第十第条第三号第十号」と改定する。

第十第条第三号第十一号「第十第条第三号第十一号」を「第十第条第三号第十一号」と改定する。

第十第条第三号第十二号「第十第条第三号第十二号」を「第十第条第三号第十二号」と改定する。

第十第条第三号第十三号「第十第条第三号第十三号」を「第十第条第三号第十三号」と改定する。

平成二十五年十月一日発行

発行者
発行所

岐阜市数田町二丁目一番一
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりんどびあ十三
岐阜文芸社